

法科大学院と
予備試験
どちらを狙うべき?

何年で合格できる?

どんな人が合格するの?

弁護士の
やりがいって?

試験科目は?

試験日は?

論文式試験ってどんな試験?

必要な
学習時間は?

司法書士との違いは?

今からでも
間に合う?

法科大学院に
行くメリットは?

短答式試験と
論文式試験って?

短答式試験
攻略の
ポイントは?

本当に誰でも目指せるの?

上位ローを狙うには?

法曹コースって何?

大学在学中に
予備試験は目指せる?

何歳からでも
目指せるの?

司法試験と予備試験
何が違うの?

司法修習って
どんなもの?

六法を全部暗記
しないといけない?

予備校利用が最短ルート?



AGAROOT
ACADEMY

初めての 司法試験／予備試験／法科大学院入試



GUIDE BOOK



CONTENTS

どうしたら法曹になれるの？	2	短答式試験 最初の壁は思ったより低い？	23
＊ 法曹三者とは	2	＊ 試験概要	23
＊ 法曹になるためのステップ	4	＊ 難易度	24
＊ 司法試験を受けるためには	6	論文式試験 予備試験の天王山	25
＊ 法曹三者への道	7	＊ 試験概要	25
司法試験・予備試験における5つの制度改革	8	＊ 難易度	26
法科大学院ルートとは？	10	口述試験 油断は禁物!? 予備試験の最終関門	27
＊ 法科大学院の仕組み	10	＊ 試験概要	27
＊ 既修者コース	10	＊ 難易度	28
＊ 未修者コース	10	＊ 口述試験の注意点	28
＊ 法科大学院入試の難易度	11	なぜ「最短」にこだわるのか	29
＊ 法科大学院の学費	12	予備校利用が最短ルート？	30
＊ 既修・未修別法科大学院ルートの司法試験合格率	12	＊ 大学の講義	30
法科大学院ルートのメリット・デメリット	15	＊ 独学	30
＊ メリット	15	＊ 予備校	32
＊ デメリット	16	独学に必要な教材とは？	34
法科大学院に進学しても予備試験を受験すべき？	17	＊ 六法	34
＊ 司法試験対策	17	＊ 入門書	34
＊ 就職活動に有利	17	＊ 基本書	34
予備試験ルートとは？	18	＊ 判例集	34
＊ 予備試験の仕組み	18	＊ 演習書	35
＊ 予備試験の合格者数と合格率	18	＊ 問題集	35
予備試験ルートのメリット・デメリット	19	＊ 参考書（予備校本）	35
＊ メリット	19		
＊ デメリット	20		
予備試験ルートで差をつける！	21		
＊ まずは予備試験、次に上位・難関法科大学院既修者コース	21		
＊ モデルケース	21		

✓ アガルートアカデミー司法試験・予備試験 公式SNS

Check it out!



YouTube
アガルート司法試験・予備試験専用
YouTubeチャンネル

● アガルートの司法試験・予備試験専用YouTubeチャンネルでは、試験対策に欠かせない情報が盛りだくさんです。
● 受験を検討されている方は、右記QRコードから是非ご視聴ください。



X (旧:Twitter)
アガルート司法試験・予備試験専用
X (旧:Twitter)

● アガルートのTwitter公式アカウントでは、司法試験・予備試験対策のお役立ち情報などを日々発信中。セール情報やイベント情報もお届けしています。
● 受験を検討されている方は、右記QRコードから是非ご視聴ください。



LINE
アガルート公式LINE

● アガルート公式LINEでは、限定クーポン、セール・キャンペーン情報、試験情報などお役立ちコンテンツを配信中。
● 右記QRコードからお友だちに追加し、情報を手に入れてください。

どうしたら法曹になれるの？



法曹三者とは

司法試験に興味を持っている皆さんであれば、法曹三者という言葉を耳にしたことがあるかもしれません。法曹三者とは、裁判官、検察官、弁護士のことをいいます。司法試験に合格した後、皆さんの多くが法曹三者として活躍していくことでしょう。

■裁判官

裁判官は、国民の権利を守るために、法律に基づいて公正な裁判を行うことを仕事とします。憲法や法律に拘束されるほかは、良心に従い、独立に判断をします。裁判は大きく分けて民事裁判と刑事裁判の2種類がありますが、いずれの裁判においても裁判官がやるべき仕事は同じです。それは、当事者双方の主張を的確に整理し、法律に従って中立公正な立場から判断することです。裁判官の判決が当事者のその後の人生を左右するため、その責任は重大です。提出された証拠を緻密に調べ、論理的かつ客観的な判断をすることが必要とされます。裁判官は、社会秩序を維持する上で重要な役割を担っているため「法の番人」とも呼ばれています。

■検察官

検察官は、犯罪を捜査し、被疑者を裁判にかける（起訴する）かどうか判断することを主な仕事とします。それに伴い被疑者の取調べや被害者への聞き込み、証拠品の確認等を行います。日本において、被疑者を起訴するかどうかの決定権は検察官にのみ与えられています。日本の刑事裁判の有罪率は99.9%といわれ、検察官がいかに慎重な吟味を重ね、起訴するか否かの判断をしているかがわかります。検察官は安全な社会の形成の一翼を担っているのです。強大な権力が与えられているため、冤罪を生み出さないよう慎重な判断が求められます。

■弁護士

弁護士は、「事件」や「紛争」について、法律の専門家として、適切な予防方法や対処方法、解決策をアドバイスすることを仕事とします。その仕事内容は非常に多岐にわたり、下記コラムで紹介した仕事以外にも国際機関の職員となったり、国会議員を務めたりと活躍の場は数え切れません。

弁護士の仕事

現在、法曹三者のうち、その約9割を弁護士が占めています。そこで、弁護士の仕事としてどのようなものがあるのか、簡単にご紹介しましょう。

1 一般民事事件

私人間で日常生活上発生した法的トラブルのことをいいます。例えば、交通事故に遭ったが加害者がお金を持ってくれない、離婚したいが応じてくれない、相続で親戚と揉めている、部屋を借りていたら立退きを要求されたなどのトラブルです。弁護士は、このような場面において、法的な観点からアドバイスをしたり、訴訟を提起したりします。この一般民事事件を中心業務としている人が弁護士の多數派です。

地方では顕著ですが、一般民事を専門とする弁護士の多くは、1～5人程度の少人数の事務所を構えています。

労働問題（会社をクビになった、残業代を払ってくれないなど）は、一昔前までは、それを専門とする弁護士の仕事でしたが、現在では、一般民事の守備範囲に入ります。

2 企業法務

企業法務とは、企業活動に付随する法律的な業務のことをいいます。

世の中には、私たち個人が守らなければならないルールのみならず、企業が守らなければならぬルールがたくさん定められています。企業法務弁護士は、これらの枠組みを正確に理解し、企業がルールを遵守しつつ、発展していくようサポートするのが仕事です。

代表的な業務内容は、日々の法律相談への対応、契約書の作成、訴訟対応等です。他にも、M&A（簡単にいうと、会社同士の結婚ですね）や海外展開のサポート等、非常に幅広い業務分野が存在しています。最先端の法分野について知見を深めることや大規模な案件に関わることができるのも魅力です。

企業法務を専門としている法律事務所は、比較的大規模な事務所が多く、中には、所属弁護士が400人を超える事務所もあります（大手法律事務所として有名なのは、西村あさひ法律事務所、長島・大野・常松法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、森・濱田松本法律事務所、TMI総合法律事務所（いわゆる五大法律事務所）です）。

3 刑事事件

逮捕されたり、起訴されたりした人の弁護をする仕事です。皆さんのが想像する弁護士像に一番マッチしているかもしれません。ドラマの素材になったり、ニュースで記者会見したりするのを見たことがある方も多いのではないでしょうか。

刑事事件は、国選弁護と私選弁護に分かれます。国選弁護とは、捕まった人にお金がない場合に、国が報酬を支払って弁護士に事件を担当させる制度ですが、これは、登録している弁護士が順番に担当することになっています。そして、東京では、現在、年間数回程度しか回ってきません。刑事事件の多くは、国選弁護ですので、多くの弁護士は、ほとんど刑事事件を取り扱っていないという状況です。

これに対して、私選弁護とは、捕まった人が自分で弁護士を選んで、自分の費用で弁護を依頼する場合です。私選弁護は、刑事事件を専門にしている弁護士に依頼するケースがほとんどです。

したがって、刑事事件は専門分野になりつつあります。

4 少年事件

少年が犯罪をした場合には、裁判をするのではなく、家庭裁判所の審判を受けることになります。

少年審判では、通常の裁判と異なり、検察官が当事者として関与しません。裁判官が直接少年に語りかけの方法で審理がなされます。これは、少年に反省を促し、健全に社会復帰できるようにするための仕組みです。

少年が審判手続の過程で考え方を改め、成長する姿が見られるとして、やりがいを感じて精力的に取り組んでいる弁護士もいます。

5 企業内・組織内弁護士（インハウスローヤー）

近年、弁護士登録をしながらも、法律事務所に所属するのではなく、民間企業に就職する弁護士が増加しています。これらの弁護士を企業内弁護士といいます。なお、官公庁に就職する弁護士もいます。

企業は、通常、企業法務を担当する弁護士と顧問契約を結んで、法的問題に対応しています。しかし、顧問弁護士は、会社内部の事情や業界の細かい部分まで精通しているわけではないので、十分な助言や適切な対処を受けられない場合があります。また、あくまで外部の人間ですので、相談しにくい案件もあるでしょうし、常に迅速な対応をしてもらえるわけでもありません。

そこで、企業では、法務部という部署を作り、日々の法務は、この部署が対処をしているわけです。企業内弁護士は、通常、この部署に配属され、会社の内部から法的問題のチェックをしており、必要に応じて外部の法律事務所とも連携しつつ、案件の解決を目指しています。

法曹になるためのステップ

法曹になるためには、まず、司法試験に合格し、その後、司法修習を修了することが必要となります。試験に合格するだけでは法曹になることはできないのです。以下では、それぞれのステップの具体的な内容をチェックしましょう！

STEP1 司法試験に合格すること

■司法試験の実施時期・科目

法曹三者になるためには、司法試験に合格しなければなりません。この司法試験は、年1回だけ実施されるもので、法曹三者になるために必要な能力を判定するものです。2022年度までは毎年5月に実施されていましたが、試験日程が2か月後倒しになったため、**2023年度からは7月中旬に実施されています。**

司法試験では、短答式試験と論文式試験という2種類の試験が同時期に行われ、受験者全員がその両方を受験します。

例年5日間行われ、そのうち論文式試験が3日、短答式試験が1日実施されます。残り1日は中日で、お休みになります。中日の3日目にどのような勉強をするかが4日目、5日目の鍵となります。

▼司法試験のスケジュール

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
論文：選択科目 (3時間)	論文：民法 (2時間)	お休み	論文：刑法 (2時間)	短答：民法 (1時間15分)
論文：憲法 (2時間)	論文：商法 (2時間)		論文：刑訴 (2時間)	短答：憲法 (50分)
論文：行政 (2時間)	論文：民訴 (2時間)			短答：刑法 (50分)

司法試験の短答式試験、論文式試験の試験科目は、以下の通りです。

◇ 短答式試験（7月）：憲法・民法・刑法

◇ 論文式試験（7月）：公法系科目（憲法・行政法）、
民事系科目（民法・商法・民事訴訟法）、
刑事系科目（刑法・刑事訴訟法）、

選択科目【倒産法・租税法・経済法・知的財産法・労働法・環境法・
国際関係法（公法系）・国際関係法（私法系）から1科目】

■合否判定・配点

司法試験では、短答式試験で一定の点数を取った受験者の論文式試験の答案のみを採点対象とする仕組みが採られています。短答式試験がいわゆる足切りとしての役目を持っているということです。まず、各科目に基準点が設定されています。これは配点の4割です。各科目のうち1つでもこの基準を下回るものがあれば論文の採点がされません。また、各科目の合計点についても合格点を上回る必要があります。例年100点前後が合格点です。

また、短答式試験の成績は、合否判定に全く用いられないというわけではないことに注意が必要です！短答式試験と論文式試験の比重を1：8になるように調整した上で、その合計点で最終的な合否判定が行われます。この調整に当たって、短答式試験の得点はそのまま合計点に加算されますから、短答式試験の満点は論文1科目分の得点に値します。そのため、短答を「足切り」程度の役割しか果たさない科目と軽視するのではなく、一定の点数を取っておくことが重要となります。もっとも、比重からもわかる通り、最も重要なのは論文であることに変わりはありません。

なお、論文式試験の合格発表（最終合格の発表）は、11月上旬に予定されています。

短答式試験	配点	足切り点
憲法	50点	20点
民法	75点	30点
刑法	50点	20点
計	175点	

論文式試験	配点
公法系科目	200点
民事系科目	300点
刑事系科目	200点
選択科目	100点
計	800点

$$\text{合計点} = \text{短答式試験の得点} + (\text{論文式試験の得点} \times \frac{1400}{800})$$

短答式試験で一定の点数を取った人だけが論文式試験の採点対象になる
短答式試験と論文式試験の比重は1：8 最終合格のためには論文が重要！

■司法試験の合格者数・合格率

・司法試験の合格者数

政府は、平成14年の司法制度改革推進計画において、合格者を3,000人程度とするとの数値目標を掲げていましたが、概ね2,000人程度で推移している状況に鑑み、平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議の決定で、この数値目標を撤回しました。そのため、平成26年の司法試験の合格者数が注目されていましたが、1,810人と前年度より1割程度減となりました。そして、その後の合格者数も減少の一途を辿り、令和6年には1,592人となっています。

・司法試験の合格率

平成18年度から平成20年度を除き、10年間は概ね20%台で推移していました（平成18年度から平成20年度は、法科大学院が創設されてから間もない時期であったため、合格者数に対して受験者数が少なく、合格率が高い、いわばボーナス期間でした）。ところが、令和元年以降、受験者数の大幅な減少に伴い、合格率が上昇し続け、令和4年には合格率が45.5%と非常に高い数値になっています。これは当初のボーナス期間とほぼ同じ合格率です。もっとも令和5年度からは、法科大学院在学中の司法試験受験が可能となり、受験者数が増加したため、合格率は若干減少しています。

▼司法試験の合格率等

年度	受験予定者数	受験者数	合格者数	合格率
令和6	4,026	3,779	1,592	42.1%
令和5	4,165	3,928	1,781	45.3%
令和4	3,339	3,082	1,403	45.5%
令和3	3,733	3,424	1,421	41.5%
令和2	4,100	3,703	1,450	39.2%
令和1	4,899	4,466	1,502	33.6%
平成30	5,726	5,238	1,525	29.1%
平成29	6,624	5,967	1,543	25.9%
平成28	7,644	6,899	1,583	22.9%
平成27	8,957	8,016	1,850	23.1%
平成26	9,159	8,015	1,810	22.6%
平成25	10,178	7,653	2,049	26.8%
平成24	11,100	8,387	2,102	25.1%
平成23	11,686	8,765	2,063	23.5%
平成22	10,908	8,163	2,074	25.4%
平成21	9,564	7,392	2,043	27.6%
平成20	7,710	6,261	2,065	33.0%
平成19	5,280	4,607	1,851	40.2%
平成18	2,125	2,091	1,009	48.3%

※法務省公表データより作成

STEP2 司法修習を修了すること

司法試験に合格したのも束の間、法曹三者になるためには、司法修習と呼ばれる1年間の研修期間をクリアしなければなりません。ここで法曹三者の実務を学び、法曹として業務をするための準備をします。

司法修習には通称「二回試験」と呼ばれる、卒業試験（司法修習生考試）があります。この卒業試験には、例年約95%の人が合格します。

そのため、司法試験に合格しさえすれば、ほぼ法曹資格を得たものと考えてよいでしょう。

なお、司法試験に合格後、企業の法務部で7年以上の実務経験を積むなど、一定の条件を満たせば、司法修習を経なくとも法曹資格を得ることができます。ただ、これによって法曹資格を得ている人は限りなく少ないというのが現状です。



＊ 司法試験を受けるためには

■ 予備試験ルート・法科大学院ルート

司法試験を受験するためには、受験資格が必要です。

その受験資格は、予備試験に合格するか、法科大学院を修了するかのどちらかによって得ることができます。また、2023年度から法科大学院在学中であっても、一定の要件を満たした者に受験資格が認められます。

次章で詳しく説明しますが、法科大学院を修了するためには、法科大学院入試に合格し、その後2年間（未修者コースは3年間）法科大学院に通わなければなりません。

これに対して、予備試験は、学歴や年齢などの制限ではなく、誰でも受験することができます。

予備試験は、経済的な理由などで法科大学院に進学できない方に法曹への途を開くために用意され、平成23年からスタートしましたが、現在は、法曹を目指す方にとって法科大学院に並ぶメインルートになっています。

■ 受験制限

受験資格を取得した後も、無制限に司法試験を受験し続けることができるわけではありません。法科大学院修了（又は予備試験合格）後、5年以内でなければ、受験することができません（なお、平成26年以前は、回数制限もあり、5年以内に3回までしか受験できませんでした）。



＊ 法曹三者への道

ルートその① 法科大学院ルート

法科大学院入学試験（8月～11月）

合格

法科大学院での学習

既修者コース（2年間）
未修者コース（3年間）

修了 or
在学中受験資格獲得

司法試験（7月）

短答式試験 / 論文式試験

司法試験を受験するためには、以下のいずれかが必要

- ①法科大学院の修了
- ②予備試験の合格
- ③法科大学院在学中受験資格を得る

合格

司法修習・二回試験*

合格

法曹三者へ

※司法修習生考試（司法修習の卒業試験）

ルートその② 予備試験ルート

短答式試験（7月）
論文式試験（9月）
口述試験（1月）

誰でも受験可能

合格

司法試験・予備試験における5つの制度改革



1 の改革 予備試験論文式「一般教養科目」廃止、そして「選択科目」導入

2022年度から、予備試験の論文式試験で試験科目となっていた「一般教養科目」が廃止され、「選択科目」が導入されました。一般教養科目は試験対策がほとんど不要な科目でしたが、選択科目は本格的な対策が必要となるため、その分負担が増えたといえます。なお、短答式試験では、現在も「一般教養科目」が課されます。

2 の改革 法科大学院在学中に司法試験受験可能に

2023年度から、法科大学院在学中であっても所定の単位を修得し、1年以内に修了見込みの者は、司法試験が受験できるようになりました。これまで、司法試験受験の主なルートは予備試験ルートと法科大学院修了ルートの2つでしたが、選択肢が広がりました。

3 の改革 試験日の変更

2023年度から、法科大学院在学中受験が可能になったため、それに合わせて司法試験と予備試験の実施時期が約2か月先に後倒しになりました。

4 の改革 法曹コース誕生

法科大学院での学習にかかる時間的・経済的負担を軽減するために2020年度から「法曹コース」が新設されました。法曹コースに入ると、「法曹コース（大学法学部）3年+法科大学院（既修者コース）2年=5年」で司法試験の受験資格を得ることができます。法曹コースと在学中受験制度を併用すると、法科大学院3年次（2年目 在学中）に司法試験を受験することもできます。

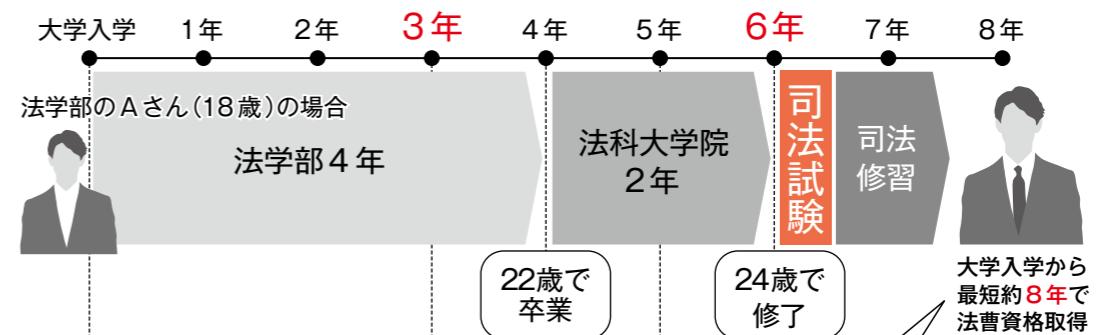
5 の改革 CBT方式の導入

2026年の司法試験・予備試験からは、CBT（Computer Based Testing）方式の導入が予定されています。タイピング速度によって解答時間に差が生まれてしまうため、2026年以降に受験を予定している方は、タイピングスキルの向上を図りつつ、今後の動向を注視してください。

なお、本書の記述は、手書き論文答案方式（2024年12月現在）を前提としています。

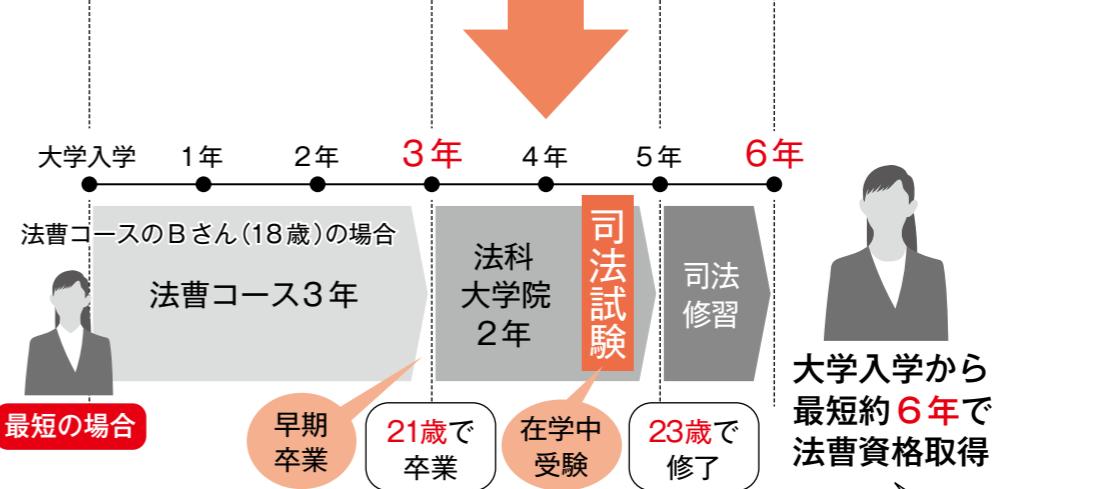
以上が試験制度の変更に関する重要なポイントです。ここまで見てきた通り、皆さんは司法試験制度改革の過渡期に立たされているといってよいでしょう。もっとも、これをチャンスと捉えることもできます。試験制度の大転換期に司法試験・予備試験に最短で合格する方法を次章から一緒に見ていきましょう。

新たな選択肢「法曹コース」は今までと何が違うの？～法曹になるまでのプロセス～



従来は法曹となるまで最短約8年

今までの制度では、上の図のように、法曹となるまで原則として、最短約8年間の期間が必要でした。



最短で約6年に！(法曹コース + 在学中受験)

法曹コースは、学部の早期卒業（3年で卒業）を前提とし、これまでよりも1年早く法科大学院に進学することができます。

一定の要件を満たした希望者は、法科大学院在学中に司法試験を受験することも可能になります。

※法曹コース出身者以外の方も在学中受験をすることが可能ですが。



法科大学院ルートとは？



法科大学院の仕組み

法科大学院へ入学し、修了すれば、無条件に司法試験の受験資格を得ることができますし、一定の条件を満たせば、3年次の司法試験受験が可能となります。法科大学院ルートは、時間はかかりますが、確実に司法試験の受験資格を得られるルートだといえるでしょう。

法科大学院へ入学するための方法ですが、法科大学院には、2年間で修了することができる既修者コースと3年間で修了することができる未修者コースがあります。いずれのコースを探るとしても、主に8月中旬から11月中旬までの間に実施される各法科大学院が実施する入学試験を受験することになります。

予備試験の論文式試験は9月に実施されますから、法科大学院入試と予備試験の両方を受験する場合には、より綿密なスケジュール管理が必要となるでしょう。

既修者コースと未修者コースでは試験内容が異なりますので、以下分けて見てきましょう。また、法曹コース、早期卒業・飛び入学制度の概要についてもここで説明します。

既修者コース

既修者コースとは

既修者コースとは、入学後2年間の学習期間で法科大学院を修了できるコースです。

既修者コースの入学試験では、法律の知識が問われます。入学段階で一定の法律知識を備えていることを前提とする代わりに、2年間の学習期間で法科大学院を修了することができるということです。

なお、法学部卒業か否かは関係ありません。他学部の方でも、既修者コースへの出願ができますし、逆に、法学部の方でも、未修者コースへの出願ができます。

法律試験

ほぼ全ての大学院で、論文式試験が課されます。出題される科目は、大学院によって異なりますが、憲法・民法・刑法の3科目はほとんどの大学院で出題されています。商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法は法科大学院によって様々です。面接が実施される大学院もあります（一橋大学など）が、そこで聞かれるのは、法律知識ではなく、志望動機等です。

法律試験以外

志望動機書（ステートメント）、英語（TOEIC・TOEFLの成績）、面接、学部成績（GPA）、職務経歴など、合否の判定に当たっては法律試験の成績以外の様々な要素も考慮されます。

未修者コース

未修者コースとは

未修者コースは、法律を学んだことがない方のためのコースです。入学後、法科大学院の修了、すなわち司法試験の受験資格取得までに3年間の学習期間を要します。

未修者コースも、それぞれの大学院によって試験科目や出題形式は異なりますが、法律の知識が問われないことに特徴があります。入学段階では法律知識を備えていないことを前提としているため、法科大学院の修了まで3年間の学習期間を要するのです。

合否判定

未修者コースでは、法律試験が課されませんので、それ以外の要素で合否を判定するしかありません。そのため、小論文、志望動機書（ステートメント）、英語（TOEIC・TOEFLの成績）、面接、学部成績（GPA）、職務経歴等様々な要素を総合的に考慮して合否を判定する法科大学院が多いです。

法曹コース／早期卒業・飛び入学制度

法曹コース

法曹志望者が、学部段階から法科大学院と連携した体系的・一貫的な教育を受けられるコースです。法学部生が2年生進学時に選択し、大学を早期卒業（3年）して既修者コース（2年）に進みます。

早期卒業・飛び入学制度

法学部生以外も利用できる制度です。大学に3年以上在学した者が、大学の卒業要件あるいは大学院の入学要件を満たすことで、学部の在学期間を3年に短縮することができます。

既修者コース（2年）と組み合わせることで、5年間で司法試験受験資格を得ることができます（飛び入学制度では、学部は中退扱いになります）。

法科大学院入試の難易度

それぞれの法科大学院ごとに異なるため、一概にはいえないのですが、全体の受験者数はかつて減少傾向にありました。上位・難関法科大学院と呼ばれる一部の法科大学院（本書では、直近3年間の既修者合格率が45%を超え、かつ50名以上の司法試験合格者を輩出する大学院、東京大学、一橋大学、慶應義塾大学、京都大学を指すことにします）では、現在でも、受験倍率が2、3倍程度になるのですが、法曹志望者の多くが予備試験を第1志望としており、法曹志望の学部生の中には、法科大学院を保険として位置付ける人もいます。

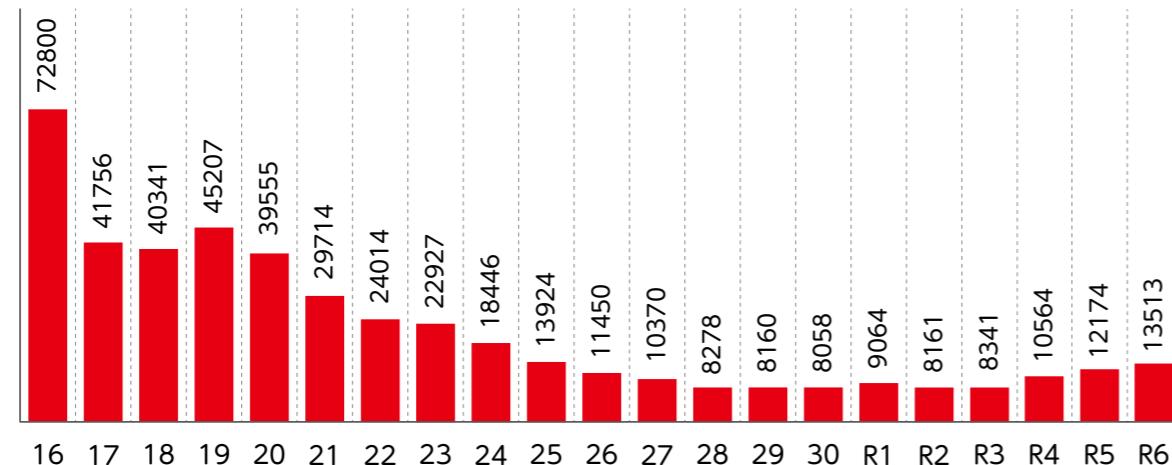
しかし、現在では在学中受験が認められたことにより、法科大学院の人気が再燃の兆しを見せています。今後は、法科大学院を「保険」として位置付けるとしても、志望する法科大学院に進学するためにはより一層の対策が必要となることが予想されます。

法科大学院入学定員充足率等

年	志願者数	入学定員数	入学者数	入学定員充足率
令和6	13,513	2,197	2,076	94.5%
令和5	12,174	2,197	1,971	89.7%
令和4	10,564	2,233	1,968	88.1%
令和3	8,341	2,233	1,724	77.2%
令和2	8,161	2,233	1,711	76.6%
令和1	9,064	2,253	1,862	82.6%
平成30	8,058	2,330	1,621	69.6%
平成29	8,160	2,566	1,704	66.4%
平成28	8,278	2,724	1,857	68.2%
平成27	10,370	3,169	2,201	69.5%
平成26	11,450	3,809	2,272	59.6%
平成25	13,924	4,261	2,698	63.3%
平成24	18,446	4,484	3,150	70.2%
平成23	22,927	4,571	3,620	79.2%
平成22	24,014	4,909	4,122	84.0%
平成21	29,714	5,765	4,844	84.0%
平成20	39,555	5,795	5,397	93.1%
平成19	45,207	5,825	5,713	98.1%
平成18	40,341	5,825	5,784	99.3%
平成17	41,756	5,825	5,544	95.2%
平成16	72,800	5,590	5,767	103.2%

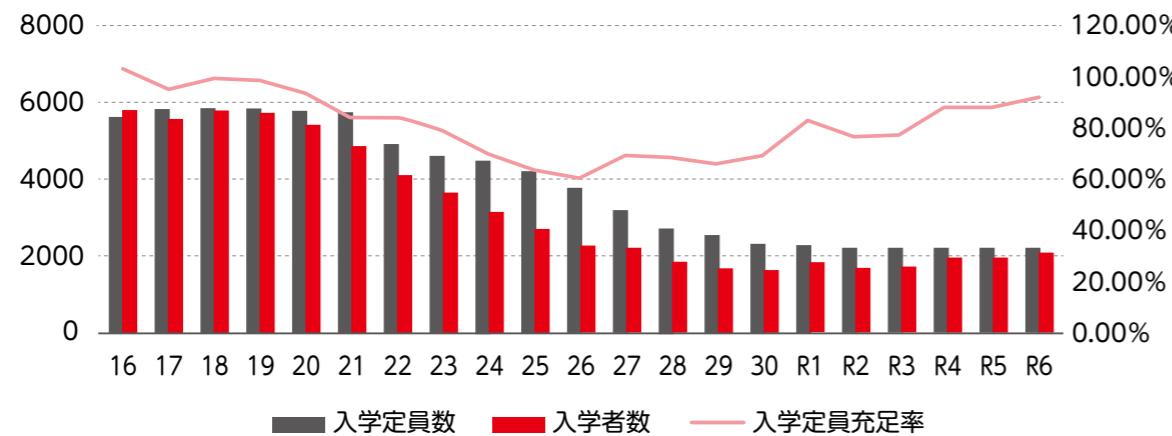
※文部科学省公表データより作成

▼ 法科大学院志願者数の推移



※文部科学省公表データより作成

▼ 入学定員数・入学者数・入学定員充足率の推移



※文部科学省公表データより作成

✿ 法科大学院の学費

国立大学で年間80万4,000円（令和6年現在、別途、入学金が28万2,000円）、私立大学では年間100万円程度（別途、入学金が20万円程度と在籍料や研究会費等の名目で10万円から30万円程度かかる大学院もあります）かかります。

少人数教育を徹底するために、通常よりも費用がかかる法科大学院ですが、入学金・学費の免除制度や奨学金制度を設けていることが大半です。

経済的に困窮している者に対する入学金・学費の免除制度は、ほとんど全ての法科大学院に設けられています。

成績優秀者に対する学費の減免制度もあります。この制度を導入している国立・公立の法科大学院もありますが、元々の学費が高額な私立の方が充実しています。法曹コース経由で入学した学生向けの奨学金も増加しており、私立であっても国立より実質的な負担額が軽いこともあります。

奨学金制度の内容や適用される人数は、各法科大学院により様々なので、事前に調べておく必要があります。

✿ 既修・未修別法科大学院ルートの司法試験合格率

既修者コースルートの司法試験合格率は30～40%台で推移しています。

さらに、上位・難関法科大学院の既修者コースに限ってみると、比較的高い合格率をたたき出しています。ただし、この中には相当数の「予備試験合格者」が含まれている可能性があります。そして、予備試験合格者は上位・難関法科大学院の既修者以上に高い合格率で司法試験に合格していきます。

▼ 上位・難関法科大学院既修者コースの司法試験合格率

	令和元年度合格率	令和2年度合格率	令和3年度合格率	令和4年度合格率	令和5年度合格率	令和6年度合格率
東京大学	77.6%	80.2%	67.6%	76.3%	73.4%	69.2%
一橋大学	74.3%	80.7%	65.4%	70.4%	74.8%	60.2%
京都大学	77.2%	73.3%	75.4%	84.8%	78.0%	62.3%
慶應義塾大学	58.7%	55.9%	59.8%	63.6%	65.6%	66.7%
予備試験合格者の司法試験合格率	81.8%	89.4%	93.5%	97.5%	92.6%	92.8%

※法務省公表データより作成

一方、未修者コースの合格率は10～20%台で推移しています。

▼ 既修者・未修者別合格率

年	既修者			未修者		
	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
令和6	2,295	983	42.8%	1,009	168	16.7%
令和5	2,511	1,248	49.7%	1,064	206	19.4%
令和4	1,656	790	47.7%	1,021	218	21.4%
令和3	1,824	829	45.4%	1,200	218	18.2%
令和2	1,895	828	43.7%	1,385	244	17.6%
令和1	2,252	901	40.0%	1,829	286	15.6%
平成30	2,510	833	33.2%	2,295	356	15.5%
平成29	2,823	922	32.7%	2,744	331	12.1%
平成28	3,099	951	30.7%	3,418	397	11.6%
平成27	3,506	1,133	32.3%	4,209	531	12.6%
平成26	3,417	1,121	32.8%	4,354	526	12.1%
平成25	3,152	1,209	38.4%	4,334	720	16.6%
平成24	3,231	1,171	36.2%	5,071	873	17.2%
平成23	3,336	1,182	35.4%	5,429	881	16.2%
平成22	3,353	1,242	37.0%	4,810	832	17.3%
平成21	3,274	1,266	38.7%	4,118	777	18.9%
平成20	3,002	1,331	44.3%	3,259	734	22.5%
平成19	2,641	1,215	46.0%	1,966	636	32.3%
平成18	2,091	1,009	48.3%			

※法務省公表データより作成

法科大学院での生活

1 法科大学院の授業

必修科目と選択科目に分けられています。必修科目では、司法試験の必須科目である基本7科目（憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法）を学びます。選択科目には、法律実務基礎科目（要件事実論など。なお、要件事実論は予備試験の法律実務基礎科目民事で出題されます）、基礎法学・隣接科目（外国法など）、展開・先端科目（司法試験選択科目など）があり、ゼミなどを履修できる法科大学院もあります。

2 授業の予習・復習

法科大学院や授業を担当する教授にもよりますが、一般的に法科大学院の授業の予習・復習は、大変だといわれています。多くの法科大学院では、少人数のクラス制が採られており、ソクラテスメソッドと呼ばれる問答形式で授業が進められるため、予習をしていないと教授からの質問に答えられないからです。

また、授業内レポート、中間試験、期末試験に備えるために、授業の復習も必要です。

そのため、朝から晩まで法科大学院の自習室にこもって勉強しているという学生も少なくないようです。日々の予習・復習は大変ですが、法律に対する深い理解が得られます。また、試験に合格する力はもちろん、実務でも役立つような幅広い能力を養うことができるのが法科大学院の魅力です。

3 授業内容

よく「法科大学院の授業は司法試験に役立つか?」と聞かれことがあります。これに関しては、法科大学院や担当教授によるとしかいよいがありません。

かつては、法科大学院の予備校化を避けるため、法科大学院では司法試験の受験指導全般が禁止されていましたが、最近は文部科学省の態度が柔軟化してきたこともあり、司法試験過去問を授業内で取り扱うなど、司法試験に役立つ授業が行われる場合もあるようです。もっとも、本格的な試験対策をするわけではありませんので、最短で司法試験にかかるという観点からは不十分である可能性が高いです。

4 就職事情

従来は、特に大手法律事務所では予備試験合格者を優先的に採用する傾向が強かったです。そこで、大手事務所就職を目指す上位・難関法科大学院の既修者コースの学生は、予備試験合格を目指したり、さらに法科大学院内での成績（GPA）の向上を目指したり、何とかしてその難関を突破しようと目の色を変えて勉強していました。しかし在学中受験制度によって法科大学院3年生からの就活が活発になる影響で、上位・難関法科大学院から大手に就職するという流れも強まりつつあり、予備試験合格者の方が圧倒的に有利という状況は変わりつつあります。

ちなみに、法科大学院の必修科目の成績評価は相対評価なので、GPAを向上させるためには、レポート・中間試験・期末試験とあらゆる場面で人より秀でていなければなりません。法科大学院生が授業の予習・復習に勤しむのは、単に授業の内容を消化するだけでなく、GPAを向上させるという意味もあるのです。

法科大学院ならではの就職に関する特長としては、学内での就職説明会が開かれるなど、就職のサポートが受けられる点が挙げられます。

また、エクスターンシップやサマークラークに参加することで、弁護士実務や職場の雰囲気について知ることができ、自分の適性や司法試験合格後のキャリアプランについて考える貴重な機会を得られます。特にサマークラークは就職活動としての侧面もあるため、能力が評価されれば採用にもつながります。

裁判官や検察官との交流の機会もありますので、実際に自分が法律家になってからることをイメージし、準備をした上で就職活動を進めていくことは法科大学院の大きなメリットといえるでしょう。

法科大学院ルートの メリット・デメリット

★ メリット

入学・卒業が予備試験ほど難しくない

上位・難関法科大学院といえども、真面目に勉強していれば十分合格できます。大学生の方であれば、コツコツと学習に励みつつ、サークル活動や遊びと両立させることができます。

もっとも、法科大学院入学後の留年には注意しなくてはなりません。令和3年度の留年率を調べると、未修者については約4割、既修者についても約2割程度は留年していることがわかります。これは非常に高い割合です。

入学が比較的容易なことはメリットですが、司法試験受験資格を得るためにには、法科大学院ルートであっても、かなりの勉強が必要となるということを知っておきましょう。

■ 受験仲間ができやすい

同じ目標を持った友人をたくさん作ることができる点は大きなメリットです。法科大学院に進学する方々は、ほぼ全員が司法試験に合格し、法曹として活躍することを目標としています（研究職を目指す過程として進学する場合もあります）。互いに切磋琢磨し、時には励まし合いながら、モチベーションを維持することができます。

法科大学院でできた人脈は、実務に出てからも極めて有効です。多くの法科大学院には同窓会組織が存在し、当該法科大学院出身の法曹が、法科大学院修了後も交流する場が設けられています。法曹界は狭い世界ですので、学生時代をともに過ごした仲間が同じように働いているというのは、非常に心強いでしょう。

■ 学生と教員との距離が近い

大学の法学部では、大きな教室で一方向的な講義形式の授業が行われることが一般的ですが、法科大学院では、学生と教員との対話形式による授業が行われます。また、ゼミなどの少人数制の授業も充実しており、懇親会が開催されるなど、教員と密な交流を図ることができます。法科大学院では、研究者の方だけでなく、実務家の方も多くいらっしゃるため、学生のうちから実務に対するイメージを掴み、人脈を形成することができます。



デメリット

お金と時間がかかる

法科大学院ルートの最大のデメリットです。

最短でも大学3年間+法科大学院1年間の学習期間を要しますので、予備試験ルートに比べ、より多くのお金と時間を費やすことになります。生活費や書籍代・コピー代などの諸雑費もかかります。ただし、返還不要型の奨学生を受給できれば、学費の負担は軽減されます。

また、法科大学院ルートを採ったからといって予備校利用が不要になるわけではありません。上位・難関法科大学院に合格するためにはそれなりの受験勉強が必要ですし、多くの法科大学院生は、入学前からそして入学後も、予備校を利用しています。法科大学院の講義だけでは、司法試験の受験対策として不十分であることが多いからです。

法科大学院ルートを採った場合には、予備試験ルートと同等、あるいは、学習期間が長い分、それ以上の予備校の授業料がかかるることは覚悟しておいてください。



予備試験ルート受験生がライバル

現在、多くの受験生は予備試験を第1志望とし、それがダメだった場合に、法科大学院に進学するという選択をしています。そのため、上位・難関法科大学院入試においては、予備試験志望者と競合することになります。

本気で予備試験を志望している方は、勉強に専念していますので、仮に予備試験に合格できなかったとしても、かなりの学力を備えています。

そのような受験生と法科大学院入試において競わなければならなくなると、法科大学院ルート志望者にとっては厳しい状況となることが予想されます。

これは予備試験と法科大学院の併願がスタンダード化したことの結果論にすぎないのかもしれません、現状としては法科大学院ルートのデメリットといえるでしょう。



法科大学院に進学しても 予備試験を受験すべき？

令和5年度から司法試験の在学中受験が可能となり、各法科大学院の定める要件を満たした3年生が司法試験を受験できるようになりました。この制度を利用すると、法科大学院の既修者コースに入学した場合、既修1年目である2年生の時に予備試験に合格できなかったとしても、翌年の3年生の時には司法試験を受験できます。そのため、「法曹になるまでの時間を短縮する」という観点からは、法科大学院進学後に予備試験を受験するメリットは大きくありません。

それでも、法科大学院進学後であっても予備試験を受験すべきです。以下、その理由について、詳しく説明します。

司法試験対策

1つ目の理由は、翌年の司法試験対策として有効であるためです。まず、短答式試験について、司法試験では憲法、民法、刑法のみですが、予備試験ではこれらに加えて行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、一般教養科目が課されます（一般教養科目は司法試験では出題されないため、以下では言及しないものとします）。短答式試験は、論文式試験よりも出題範囲が広く、細かい知識も多く問われるため幅広い学習が必要となります。行政法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を含めた7科目について、このような学習をしておくことで安定した学力が身に付き、司法試験において大きなアドバンテージとなります。論文式試験においても、そもそも作問者である試験委員は多くが司法試験と共に実際の出題傾向も似ています。過去に司法試験では出題されていなかったけれども、予備試験では出題実績のあった論点が司法試験で出題されることも珍しくないため、予備試験に向けた学習は、司法試験にとっても極めて有効です。

就職活動に有利

2つ目の理由は、就職活動におけるメリットが大きいためです。特に、大手から準大手の企業法務事務所を志望する方にとっては大きなメリットとなります。このような事務所は、予備試験の最終合格者を対象に（口述試験の合否は問わず、論文式試験の合格者を対象とする事務所もあります）、「ウインタークラーク」という短期間のインターンを行う場合が多いです。このウインタークラークに参加し、志望する事務所の弁護士に顔を覚えてもらうことにより、司法試験後の本選考において大きなアドバンテージとなります。事務所によっては、司法試験より前の時期に内々定という形で学生に声をかけることも珍しくありません。いずれにせよ、司法試験より前に志望する事務所と接点を作ることができ、その後の就職活動を有利に進められる可能性が高まるという意味で、このウインタークラークへの参加は極めて有効といえます。

また、予備試験に合格していることは基礎的な法的思考力が盤石であることの証明になりますので、特に書類選考においては間違いなく優遇されるでしょう。

このように、法科大学院の既修者コースに進学し、翌年の司法試験を受験する予定であっても、予備試験に合格することには大きなメリットがあるといえます。入学直後の4月から5月にかけては、慣れない環境で授業の予習復習に忙殺され、予備試験の対策に十分な時間が割けない可能性がありますので、可能であれば、入学前の3月頃から短答式試験の対策を少しづつ進めておくことをオススメします。

予備試験ルートとは？



＊ 予備試験の仕組み

予備試験を受けるための受験資格や受験回数に制限はなく、誰でも受けることができます。短答式試験、論文式試験、口述試験の3つの試験があり、順番に1つずつ合格していかなければ、次の試験を受けることができません。そして、口述試験まで合格すると、晴れて司法試験の受験資格を得ることができます、翌年の司法試験を受験することができます。

なお、予備試験には「一度合格すれば免除」という制度はありません。そのため、論文式試験、口述試験で不合格となってしまった場合、来年度はまた短答式試験から受験しなければなりません。

各試験の特徴などは、後ほど詳しく説明します。

＊ 予備試験の合格者数と合格率

■ 合格者数

予備試験は平成23年に始まって以来、年々合格者数が増え続けており、令和5年の合格者数は479人となっています。今後も緩やかではあるものの合格者数が増えていくことが想定されます。

■ 合格率

合格率も上昇傾向にありました。近年は4%前後を維持しており、今後もその傾向は変わらないと考えられます。

▼ 予備試験の合格率等

年	出願者数	短答式試験			論文式試験			口述試験			最終合格率
		受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	
令和5	16,704	13,372	2,685	20.1%	2,562	487	19.0%	487	479	98.4%	3.6%
令和4	16,145	13,004	2,829	21.8%	2,695	481	17.8%	481	472	98.1%	3.6%
令和3	14,317	11,717	2,723	23.2%	2,633	479	18.2%	476	467	98.1%	4.0%
令和2	15,318	10,608	2,529	23.8%	2,439	464	19.0%	462	442	95.7%	4.2%
令和1	14,494	11,780	2,696	22.9%	2,580	494	19.1%	494	476	96.4%	4.0%
平成30	13,746	11,136	2,661	23.9%	2,551	459	18.0%	456	433	95.0%	3.9%

※法務省公表データより作成

■ 予備試験合格者の司法試験合格率

予備試験合格者の司法試験合格率は、非常に高く、近年は80%以上にもなっています。これは、どの法科大学院よりも圧倒的に高い割合です。特に予備試験合格者の資格で受験した大学生・法科大学院生の合格率は驚くべきことに98.9%にも及び、予備試験に合格することが司法試験合格への最短ルートであることがわかります。

▼ 予備試験合格者の司法試験合格率

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
77.6%	81.8%	89.4%	93.5%	97.5%	92.6%

※法務省公表データより作成

予備試験ルートの メリット・デメリット

＊ メリット

■ お金と時間の節約

予備試験ルートの最大のメリットは、やはりお金と時間がかかるということでしょう。例えば、大学1年生を例にとってみましょう。

大学1年生で学習を開始して、1年間の勉強で大学2年次に予備試験に合格すると、大学3年次に司法試験を受験し、合格することができます。

これに対して法科大学院ルートを選択した場合、大学の早期卒業制度や飛び入学制度を活用し、大学在学期間を3年間に短縮し、既修者コースに入学したとしても、大学3年間+法科大学院2年間（又は1年間）の学習期間が必要です。

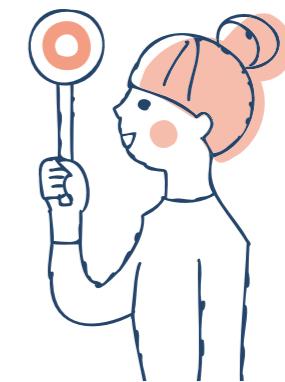
また、予備試験ルートの場合には、法科大学院に授業料を支払う必要はありませんし、その間にかかる生活費や教科書・参考書の書籍代・コピー代などの諸雑費もかかりません。

必要な費用は、学習期間に応じた生活費・諸雑費と、予備校の授業料だけです（なお、後に説明しますが、1年間の学習期間で予備試験の合格を目指す場合には、予備校の利用はほぼ必須です）。

そのため、法科大学院ルートに比べ、時間とお金を節約することができます。

実際に、大学在学中の受験生の多くが、早く法曹資格を取得し実務に就けることや、経済的負担を少しでも軽減することを重視して、予備試験を受験します。試験にかかるお金と時間は極力カットして、節約した分を趣味や新しい挑戦に使いましょう！

なお、予備試験ルートのメリットは、費用を圧縮するだけにとどまりません。司法試験に早く合格できるということは、それだけ早く法曹として活躍することができるということですから、生涯年収の面でかなりの開きが出てきます（例えば、大手法律事務所に入所した場合、初年度から1千万円前後の年収を得ることができますので、数年間で数千万円の開きが出ることになります。これは驚きの差ですね！）。



■ 予備試験合格後の司法試験合格率が高い

予備試験合格者の司法試験合格率は、どの法科大学院よりも高いので、予備試験ルートで受験資格を得れば、法科大学院ルートで受験資格を得るよりも司法試験に合格しやすいというメリットがあります。予備試験に合格するほどの実力が付けられれば、司法試験にも安心して臨めます。

■ 就職で一步先を行ける

「お金と時間の節約」と並ぶ予備試験ルートの魅力が就職における大きな優位性です。現在、大手涉外法律事務所は、予備試験合格者を優先的に採用する傾向にあります。

■社会人受験生は仕事を辞めなくてOK

法科大学院も夜間コースを設けている場合がありますので、これを利用すれば、仕事を続けながら法科大学院に通うことが可能です。

もっとも、上位・難関法科大学院に通おうとすれば、かなりハードな学習環境になり、どうしても仕事を辞めなければならなくなることがほとんどです。

これに対して予備試験の場合には、一定の時間帯に授業があるわけではありませんので、仕事を続けながら自分のペースで合格を目指すことができます。もちろん、仕事を続けながらの学習は大変ハードなものではありますが、旧司法試験時代も、仕事を続けながら司法試験に合格していった人はたくさんいますので、十分に可能性はあります。予備校の効率的な学習スケジュールによって、大幅に合格可能性を上げることもできます。

✿ デメリット

■難しい！？

予備試験の合格率は、今後も3～4%前後で推移していくことが見込まれていますので、簡単な試験でないことは確かです。これに対して、法科大学院は卒業しさえすれば、司法試験の受験資格を得ることができます。そして、上位・難関法科大学院といえども、予備試験合格と比べれば、入学と卒業は難しくありません。

予備試験はたしかに難しい試験です。

ただ、司法試験と異なり、いつでも何回でも受験することができますので、難しいことは承知の上でまずはチャレンジしてみるのがベストです！誰でも受けられる試験なので、記念受験的な層も一定数おり、事実上の合格率はもっと高いといわれていますので、正しい学習の継続によって十分合格できる可能性があります。

■受験仲間が作りにくい？

法科大学院はクラス制が採られていますので、横のつながりが非常に強いです。試験情報等でも有益なものはすぐにシェアされています。

これに対して、予備試験の場合には、基本的に1人で勉強しなければならないので、受験仲間ができにくいという面があります。

もっとも、現在ではSNSが発達しており、同じく予備試験を目指す仲間を見つけることはさほど難しいことではありません。また、多くの方が予備校に通うことになるので、そこで自然と受験仲間が見つかります。予備試験受験は孤独なんじゃないの？と心配しなくとも大丈夫です！

■遊べない！？

やはり予備試験はとても難しい試験です。そのため、大学生が本気で予備試験を目指す場合、基本的に遊びは必要最小限度にしなければなりません。大学在学中の合格にこだわらない、何年かかってもいいというのであれば、遊びも全力で楽しむことができるかもしれません、それでは予備試験を目指す意味はないでしょう。

大学生の方であれば、サークル活動、アルバイト、旅行など、勉強以外にも色々とやりたいことがあると思います。しかし、予備試験を本気で目指すと決めたからには、これらはある程度は犠牲にしなければなりません（もちろん全く0にするというわけではありません）。予備試験の学習に真剣に取り組む姿勢が大切です。また、社会人で、仕事を継続しつつ、予備試験を目指すのであれば、仕事以外の時間は全て勉強に費やす必要があります。

これは、予備試験を目指す上での前提となる心構えとなるので、デメリットと呼んでいいのかどうかわかりませんが、覚悟を持って臨んでいただくことが必要となります。



予備試験ルートで差をつける！

✿ まずは予備試験、次に上位・難関法科大学院既修者コース

これまでの説明では、予備試験ルートと法科大学院ルートを対比してきましたが、実はそのように考える必要はありません。

早期合格を目指すには、まずは予備試験合格を目標にするのがよいでしょう。

しかし、予備試験は大変難しい試験なので、一生懸命勉強しても、運悪く合格できないこともあります。

そのような場合に備えて、法科大学院を併願すればよいのです。もちろんここでいうところの法科大学院は上位・難関法科大学院を指します。

実際に、多くの受験生が第1に予備試験合格を目指して勉強しています。そして、予備試験を目指して勉強していれば、上位・難関法科大学院の合格も簡単になります。

✿ モデルケース

大学生の方と社会人の方では状況が異なるので、分けて説明しましょう。

■大学生の場合

例えば、大学1年生で学習を開始したとします。飛び入学制度や早期卒業制度を考えなければ、大学2年次、3年次は予備試験1本で頑張りましょう。もちろん、ベストなのは大学2年次、3年次に合格することで、これはいうまでもありません。

大学2年次、3年次に運悪く予備試験に合格できなかった場合はどうするか。この場合は、大学4年次に予備試験と法科大学院を併願します。

大学卒業後も、予備試験1本でいくという選択肢もありますが、合格率の低さや法科大学院入学後も予備試験を受験できることを考えると、上位・難関法科大学院の既修者コースに進学し、確実に受験資格を取得できる道を確保する方が得策です。上位・難関法科大学院既修者コースに入学できれば、司法試験の合格も見えてきます。

また、法曹コースのある大学に入学した場合には、予備試験の学習に注力しつつ、1年次から法曹コースの利用も視野に入れるといいでしょう。

■社会人の場合

社会人の場合は、仕事を続けながら予備試験を受験すればよいでしょう。合格するまで予備試験にチャレンジするということでも構いません。その場合には予備校を利用するのが主流となります。

ただ、なるべく確実に司法試験に合格したいということであれば、合格率の低い予備試験にチャレンジ続けるより、法科大学院に進学してしまった方がいいという考え方もあります。ただし、未修者合格率が低いことからわかるように、法科大学院に進学したからといって、司法試験に合格するととも限らないのが現実です。留年のおそれもあります。

社会人の場合は、それぞれ置かれている状況が異なるので、一概にこれがよいということはできません。状況に応じた判断をしていただくのがよいでしょう。

予備試験合格者の属性

予備試験は、経済的な理由などで法科大学院に進学できない方のために設けられた制度です。しかし、誰でも受験することができ、予備試験に合格すれば、法科大学院を修了しなくても司法試験を受験することができるようになります。司法試験合格を目指す学生達の間では、法科大学院へ行くよりもむしろ予備試験を受験する方が合格への近道とみなされる傾向があります。現に、予備試験合格者のうち、法科大学院生と大学生を合わせると約7割にも上っています。

予備試験の本来の目的とは異なり、予備試験と法科大学院の併願がスタンダードになっているというトレンドがよく見て取れます。

▼令和5年予備試験最終学歴別データ

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
大学卒業	6,560	5,196	1,177	128	122
大学在学中	4,624	4,015	725	290	288
大学中退	413	299	53	3	3
法科大学院修了	1,806	1,321	351	22	22
法科大学院在学中	668	517	65	21	21
法科大学院中退	405	290	41	1	1
法科大学院以外の大学院修了	1,217	960	182	13	13
法科大学院以外の大学院在学中	69	52	14	2	2
法科大学院以外の大学院中退	153	116	24	2	2
短期大学卒業	58	40	1	0	0
短期大学在学中	4	2	0	0	0
短期大学中退	5	5	1	0	0
高校卒業	378	287	30	3	3
高校在学中	35	32	4	1	1
高校中退	58	38	6	0	0
その他	251	202	11	1	1
合計	16,704	13,372	2,685	487	479

※出願時現在

※法務省公表データより作成

予備試験と既修者コースの試験形式・試験科目の被り

予備試験と上位・難関法科大学院既修者コースの併願がスタンダードになっていますが、その要因の1つとして、予備試験と上位・難関法科大学院既修者コースの試験科目（特に、論文式試験）に大幅な被りがあることが挙げられます。

以下は、予備試験と上位・難関法科大学院既修者コースの論文試験の出題形式・科目を表したもので、予備試験対策をしていれば、自然と上位・難関法科大学院既修者コースの受験対策にもなることがよくわかります。

▼予備試験と上位・難関法科大学院既修者コースの試験形式・試験科目

論文式試験	科目	予備試験	東京大学	一橋大学	慶應義塾大学	京都大学
	憲法	○	○	○	○	○
	行政法	○	○	×	×	○
	民法	○	○	○	○	○
	商法	○	○	×	○	○
	民事訴訟法	○	○	○	○	○
	刑法	○	○	○	○	○
	刑事訴訟法	○	○	○	○	○
	法律実務基礎科目民事	○	×	×	×	×
	法律実務基礎科目刑事	○	×	×	×	×
	選択科目	○	×	×	×	×

※令和6年度の法務省及び各法科大学院が公表したデータに基づいて作成

短答式試験

最初の壁は思ったより低い？



＊試験概要

■試験科目

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法（以下、この7科目を合わせて「法律基本科目」といいます）と一般教養科目の全8科目です。

■配点

法律基本科目はそれぞれ30点、一般教養科目は60点、合計270点です。

■試験時間

憲法、行政法が合わせて1時間、民法、商法、民事訴訟法が合わせて1時間30分、刑法、刑事訴訟法が合わせて1時間、一般教養科目が1時間30分となっています。

■問題数

法律基本科目は、それぞれ10問から15問出題されます（例年、憲法・行政法が12問、民法・商法・民事訴訟法が15問、刑法・刑事訴訟法が13問出題されています）。

なお、予備試験短答式の法律基本科目の問題と司法試験の短答式試験の問題は、7～8割ほど重なっています（共通問題といわれます）。なお、科目としては、司法試験の短答式試験は、憲法・民法・刑法の3科目だけ（平成27年度に制度変更）なので、行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法は、予備試験のみで出題されます。

■合格点

合格ラインは例年160～170点程度（満点270点）です。つまり、約60%の正答率で合格できます。

▼予備試験短答式試験の科目など

科目	配点	試験時間	問題数
憲法	30点	1時間	10問から15問
行政法	30点		
民法	30点		
商法	30点		
民事訴訟法	30点		
刑法	30点		
刑事訴訟法	30点	1時間	
一般教養科目	60点	1時間30分	40問程度の問題から20問を選択

■出題形式

マークシート形式です。主に知識が問われます。

難易度

短答式試験は、例年約20%程度の合格率となっています。20%程度と聞くと難しいように感じるかもしれません、受験者の中には、記念受験的な人が相当数含まれています。予備試験を受験し、不合格になつたとしても、何のペナルティもありませんが、毎年2,000人以上の人気が「受け控え」ています。その理由は様々でしょうが、とりあえず出願してみたものの、箸にも棒にもかからないから受けに行くのが面倒になったという人も多いでしょう。

そうなると、出願して受験料も払ったのだから、受けるだけ受けてみようと考える記念受験的な人が相当数含まれていても不思議ではありません。

そのため、短答式試験は数字ほどの難関試験ではありません。やや誤解を招くいい方かもしれません、真面目に正しい方向で勉強していれば、合格できるレベルだといつてよいでしょう。

▼ 予備試験短答式試験合格率等

年	受験者数	合格者数	合格率
令和6	12,569	2,747	21.9%
令和5	13,372	2,685	20.1%
令和4	13,004	2,829	21.8%
令和3	11,717	2,723	23.2%
令和2	10,608	2,529	23.8%
令和1	11,780	2,696	22.9%

※法務省公表データより作成



論文式試験

予備試験の天王山



＊ 試験概要

■ 試験科目

論文式試験の試験科目は、法律基本科目7科目のほか、選択科目、法律実務基礎科目民事、法律実務基礎科目刑事の合計10科目です。

■ 配点

配点は、全ての科目が50点満点の合計500点です。

■ 試験時間

憲法、行政法が合わせて2時間20分、民法、商法、民事訴訟法が合わせて3時間30分、刑法、刑事訴訟法が合わせて2時間20分、選択科目が1時間10分、法律実務基礎科目民事、法律実務基礎科目刑事が合わせて3時間となっています。

法律実務基礎科目の試験時間のみ少し長めに設定されていることに注意が必要です。

■ 問題数

各科目1問ずつ出題されます。

■ 合格点

合格点は、例年概ね240点前後（満点500点）です。正答率50%程度で合格するため、随分と簡単そうだと感じるかもしれません、出題形式が2,000字程度の論述である上、短答式試験のように明確な正解があるわけではなく、採点基準も公開されていませんので、何をどの程度書けば合格点に達するのかが見えません。

短答式試験と異なり、公表されている合格点それ自体は、当てにならないと考えた方がよいでしょう。評価方法は相対評価ですので、まずは、全ての科目で平均的な答案を目指しましょう。

▼ 予備試験論文式試験の科目など

科目	配点	試験時間	問題数	
憲法	50点	2時間 20分	各1問	
行政法	50点			
民法	50点	3時間 30分		
商法	50点			
民事訴訟法	50点	2時間 20分		
刑法	50点			
刑事訴訟法	50点	3時間		
法律実務基礎科目民事	50点			
法律実務基礎科目刑事	50点	1時間 10分		
選択科目	50点			

■ 出題形式

手書き論文方式です。知識はもちろん高度な論理的思考力、体系的な理解が試されます。

難易度

論文式試験は、長文の事例問題を読んで、白紙の答案用紙を埋めていかなければならぬという点で、試験形式として馴染みがなく、それだけで難しく感じてしまします。しかも、出題される問題は、高い応用力が求められるものが多く、出題意図に沿った解答をするためには、かなりの訓練が必要になります。

また、論文式試験には、短答式試験合格者のうち最大20%程度しか合格しません。当然この中には記念受験的な人は含まれていませんので、数字通り、あるいは短答式試験を突破した実力者揃いの中での戦いであることを考えると、それ以上の難関試験です。

また、論文式試験の合格者の9割以上が口述試験に合格していることを考えると、間違いなく論文式試験が予備試験の天王山になります。

▼ 予備試験論文式試験合格率

年	受験者数	合格者数	合格率
令和5	2,562	487	19.0%
令和4	2,695	481	17.8%
令和3	2,633	479	18.2%
令和2	2,439	464	19.0%
令和1	2,580	494	19.1%
平成30	2,551	459	18.0%

※法務省公表データより作成

社会人受験生と予備試験

法科大学院創立時は修了生の7、8割合格するとの触れ込みであったこと、予備試験ルートが存在しなかつたこともあるて、社会人受験生の多くが、仕事を辞めて法科大学院に進学しました。

しかし、現在は仕事を辞めてまで法科大学院に進学しようという社会人受験生は少なくなり、多くの方が予備試験ルートでの司法試験合格を目指すようになりました。

本書をお読みいただいている方の中には、社会人受験生の方も多いと思いますので、ここで気になるデータを紹介しておきます。

まず、前提として、社会人受験生とは、典型的には、大学を卒業し、会社や官公庁で働きながら司法試験を目指している方を指すことにしましょう。

下図のうち、大学生や法科大学院在学生は当然ながら社会人受験生とは呼べません。また、法科大学院修了者も社会人受験生とはいがたいでしょう。そうすると、主に「大学卒業」の122人が典型的な社会人最終合格者である可能性が高いと考えられます。

そこで、この「大学卒業」の方の合格率を分析してみると、論文合格率が、大学生や法科大学院生に比べて圧倒的に低いのが気になります。

短答式試験の合格率は、実受験者ベースで、大学生が18.1%、「大学卒業」が22.7%、法科大学院生が12.6%でいわゆる社会人受験生の方が大学生より高い数値になっています。

これに対して、論文式試験の合格率は、短答合格者数ベースで、大学生が40.0%、「大学卒業」が10.9%、法科大学院生が32.3%となっています。

なぜこのような結果になってしまうのか、その要因は様々考えられますが、いずれにしても社会人受験生の方は、論文式試験の対策に注力する必要があるということは間違ひありません。

▼ 令和5年最終学歴別合格者数

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
大学卒業	6,560	5,196	1,177	128	122
大学在学中	4,624	4,015	725	290	288
大学中退	413	299	53	3	3
法科大学院修了	1,806	1,321	351	22	22
法科大学院在学中	668	517	65	21	21
法科大学院中退	405	290	41	1	1
法科大学院以外の大学院修了	1,217	960	182	13	13
法科大学院以外の大学院在学中	69	52	14	2	2
法科大学院以外の大学院中退	153	116	24	2	2

※法務省公表データより作成

口述試験

油断は禁物!? 予備試験の最終関門



＊ 試験概要

■ 試験科目

法律実務基礎科目（民事・刑事）の2科目が試験科目であるとされていますが、法律基本科目（民事では、民法・商法・民事訴訟法、刑事では、刑法・刑事訴訟法）の知識・理解も必要となります（口述試験については、法務省から出題テーマの発表があるだけで、問題が公表されていません。そのため、受験者の再現に頼らざるを得ない状況です）。

■ 配点

両科目ともに57点から63点の間で採点され、60点が基準点とされています。ただし、その成績が特に不良であると認められる者に対しては、その成績に応じ、56点以下とするときとされています。

また、60点が概ね半数程度となるように運用することが公表されています。

■ 試験時間

試験時間は公表されていません。実際に受験した方の話によると、15～20分程度が標準ですが、30分かかった方もいるようです。会話のテンポは人によって異なりますし、問題にうまく答えられない方に対して、試験官が助け舟を出しがあるので、時間がバラバラになるようです。したがって、かかった時間と評価には、必ずしも相関関係があるわけではありません。

試験は2日に分けて実施され、試験官の人数が限られている関係で、1日目に民事、2日目に刑事を受験する人と、1日目に刑事、2日目に民事を受験する人がいます。

■ 問題数

試験官が簡単な事例を読み上げた後で、その事例で法的に問題となる点や関係する条文を問われます。

問題数については、一概にはいえないのですが、端的に条文を指摘するだけの問題も含めると、民事・刑事とともに概ね20項目程度になるようです。

■ 合格点

合格点は、毎年119点です。

民事・刑事のいずれかで若干のミスをして59点となってしまっても、もう一方が標準点（60点）以上であれば、合格できることになりますし、逆に、57点や58点になってしまふと、もう一方の科目で61点以上取らなくてはならず、挽回が苦しくなります。

■ 出題形式

受験生1：面接官2の面接方式

基本的な知識が身に付いているかの最終確認



難易度

口述試験は、問われる内容が簡単ではなく、面接試験という特殊な試験形式なのですが、例年受験者の9割以上の方が合格しています。

また、前述したように、受験者が解答に詰まった場合には、試験官が助け舟を出してくれることもあります。試験官は受験者を積極的に落とそうと思っているのではなく、受からせようと粘り強く問答してくれます。その誘導に乗ることも大切です。

もっとも、口述試験を受験するのは論文式試験をくぐり抜けてきた猛者たちばかりですから、この中の5%になり、あえなく不合格となってしまうことはあり得ることです。特殊な試験形式に対応できるよう十分対策することが必要です。

▼ 予備試験口述試験合格率

年	受験者数	合格者数	合格率
令和5	487	479	98.4%
令和4	481	472	98.1%
令和3	476	467	98.1%
令和2	462	442	95.7%
令和1	494	476	96.4%
平成 30	456	433	95.0%

※法務省公表データより作成

口述試験の注意点

口述試験は、面接官との面接形式で試験が行われます。特殊な試験形式なので、いくつか注意点があります。

■ スーツ必須！

対面形式の試験ですので、きちんとした身だしなみで受験することが重要です。就職活動と同様、スーツを着用し、髪型や髪色等が変に目立たないようにしましょう。

■ 試験日時を間違えないように！

口述試験は2日間行われ、1日目に刑事・2日目に民事を受験する人と、1日目に民事・2日目に刑事を受験する人がいます。

また、集合時間も午前組と午後組で異なります。受験票の日程が、民事→刑事の順に印字されている関係で、後の科目が上に、先の科目が下に書かれていることもありますので、混乱しますので、しっかり確認しましょう。

なぜ「最短」にこだわるのか

本章では、前章までの予備試験の分析を踏まえ、予備試験に「最短」で合格するための学習法をお伝えします。本書における「最短」とは、約1年間の学習期間で予備試験に合格することを指します。

しかし、本書の読者の皆さんの中には、なぜ「最短」 = 1年間の学習期間にこだわるのか、疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれません。

その理由を説明しましょう。

皆さん、予備試験を目指すのはなぜでしょうか。

もちろん、直接的には、司法試験の受験資格を得るためにでしょう。その意味では、「最短」にこだわる必要はありません。

しかし、最終的な目標は、司法試験に合格し、法律実務家として活躍することでしょう。

法律家としてのキャリアを考えた場合には、1年でも早く司法試験に合格すべきです。受験勉強などいくら頑張っても、「実務」という観点から見れば、得られる知識・経験はたかが知れています。司法試験で問われるものは、法曹としての基礎的な能力であり、実務ではそれを応用した多岐にわたる能力が必要とされるのです。1年でも早く実務に出てキャリアを積み、多様な経験をすることが、実務家としての成功に繋がります。

また、生涯年収の面でいっても、法律事務所の中には初年度から年収が1千万円を超えるところもありますので、数年間受験勉強に費やしてしまうと、数千万円の収入が失われてしまうことにもなりかねません（逆に、予備校代や生活費などで出費がかさんでしまいます）。

司法試験合格も予備試験合格も、皆さんにとってはあくまでも目的達成のための手段にすぎないということを忘れないようにしなければなりません。

予備試験ルートをオススメするのも、1年でも早く皆さんに実務家として活躍してほしいからです。

以下でお話しするように、本気で勉強すれば、1年間（場合によってはそれ未満）の勉強で、予備試験に合格することができます。司法試験の勉強期間を入れても、2年間の勉強期間で済みます。一方で、法科大学院ルートでは、最低でも司法試験受験まで、大学3年間+法科大学院1年間の計4年間の学習期間を要します。最短合格という観点では、法科大学院ルートの方が長い期間にわたってしまうことは否定できません。

それよりは、1年間、2年間で集中して「濃い」学習をし、できるだけ早く実務家として活躍する途を選んだ方が賢明ではないでしょうか。



予備校利用が最短ルート？



「最短」で合格するために、「どのように」学習すればいいのか。率直にお答えしますと、「最短」ツールは予備校です！ 現在、司法試験・予備試験に合格される方々のほとんどが予備校に通っている理由はそれなりにあります。それが何故なのか、他の学習ツールと比較して探っていきましょう。予備校が最短ルートであることが既におわかりの方は、この部分は読み飛ばしていただいて結構です。

＊大学の講義

大学の法学科に在籍している方の中には、大学の講義を利用して、予備試験の合格を目指すという方もいらっしゃるかもしれません。

確かに、法律基本科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・行政法）については、法学科でも必修科目又は選択科目として履修することができるでしょう。しかし、おそらく多くの大学では、これらの科目を全て履修するためには、**2年半ないし3年の期間がかかります**。

そのため、1年間の学習期間で予備試験に合格することはそもそも物理的に不可能なのです。

また、大学の講義は、主に学問研究の成果を伝えることを目的としており、司法試験合格、予備試験合格を意識して行われるわけではないので、司法試験合格、予備試験合格に必要十分な知識を身に付けることが難しいといえます（大学講義「あるある」として、担当教授の専門分野は妙に詳しく扱い、それ以外の分野についてはほとんど扱わないという話があります）。

なお、法律実務基礎科目に相当する講義を開講している大学はほとんど無いでしょう。

以上のような事情からすると、大学の講義を利用して予備試験の1年合格を目指すことはほぼ不可能であるといってよいでしょう。

ただ、誤解しないでいただきたいのは、「大学の講義をサボっていい」といっているわけではないということです。大学の講義の中にも司法試験、予備試験の受験に役立つものもありますし、法科大学院を併願する場合、GPAをキープしておかなければならぬので、実際問題としても講義を軽視することはできません。

司法試験、予備試験に役立ちそうな講義（特に、論文式試験問題で出題されそうな事例問題を素材とした講義）は、積極的に活用するようにしましょう。



＊独学

独学で予備試験の合格を目指す場合、学者の先生が執筆した法学の教科書・判例集・法学雑誌・学術論文や予備校が出版している教科書（学者の教科書等を試験用にまとめたもの）を利用することになります。

確かに、旧司法試験時代もいわゆる天才・秀才は、独学で合格していました。

しかし、ほとんどの受験生は独学での学習をすぐに諦めます。法学は極めて難解な学問です。専門用語が次々と登場するため、日本語で書かれているにもかかわらず、意味が全くわからないといったことがよくあります。例えば、民法では「善意」という専門用語が出てくるのですが、これは日本語的な意味（「好意で」といった意味）とは異なる意味で用いられています。しかも、困ったことに、それが文脈によって「知らない」という意味であったり、「積極的に信じる」という意味であったりと変化するのです。このことを独力

で理解しようとしても難しいといわざるを得ません。

また、身に付けなければならない法学の知識は膨大です。教科書1冊だけでもかなり分厚いのですが、それが科目によっては複数冊存在します（最も多い民法では、4冊5冊は当たり前です）。それだけでなく、最高裁判所の判例を学習するための判例集、最先端の議論を学ぶための法学雑誌・学術論文を読む必要も出てきます。

これらを全部読みこなすのか……と、気が遠くなってしまい挫折してしまう人が多いと思います。

予備校の教科書も、学者の教科書等に比べればわかりやすいものの、これをまとめたものにすぎませんので、結局難解な用語が並べ立てられていること、合計何千頁も読まなければならないことには変わりがありません。

ちなみに、司法試験や予備試験の合格のために、これらの文献を全部読まなければならぬわけではありません。試験に出題される知識の範囲は、旧司法試験時代からの過去問の蓄積がありますので、それを分析することである程度絞られるからです。

しかし、独学の場合、何が司法試験・予備試験で必要な知識で何が不要な知識なのか、何を読めばどの程度の知識が身に付くのか等の見分けがつきません。

そのため、結局は満遍なく読みこなさなければならなくなるのです。

そうすると、最短合格・1年合格などは「夢のまた夢」ということになってしまいます。



＊ 予備校

そこで、ほとんどの予備試験受験生は司法試験受験予備校を利用しています。これは、旧司法試験時代から変わりません。法科大学院創設後も、司法試験の受験指導は、予備校が担ってきたのです。

予備校を利用するメリットは、大きく2つあります。

第1に、司法試験・予備試験対策に特化していること。

例えば、アガルートアカデミーには、司法試験に合格した後、実務を兼任することなく受験指導に特化する講師がいます。この講師は、学者執筆の教科書はもちろんのこと、法学雑誌や学術論文まで司法試験の受験指導に必要なものには全て目を通し、指導や教材に反映しています。このように実務を兼任しないで受験指導に特化する講師は非常に珍しいケースですが、その他の講師も法科大学院の教授や大学教授に比べると、司法試験の受験指導に精通しています。そうした司法試験の受験指導に卓越した講師陣や司法試験合格者の力を結集させて指導するのですから、最も合格に必要なエッセンスが詰まった講義を受けることができます。

前述の通り、法学の知識は難解なだけでなく、身に付けてなければならない量が尋常ではありません。予備校はそれの中から試験に必要な情報だけに絞り込んで、講義をしているのです。つまり、独学の場合には自分で取捨選択し、整理しなければならない内容を予備校が皆さんの代わりにクリアし、提供しているのです。

ちなみに、アガルートアカデミーでは、膨大な情報量から、司法試験・予備試験の観点から必要な知識だけに絞ったフルカラーのオリジナルテキストを作成して、法学知識ゼロの方でもすぐに理解できるような講義・教材を提供しています。

第2に、司法試験・予備試験の短期合格のための合理的なカリキュラムを提供していること。



受験指導予備校には、旧司法試験からの受験指導のノウハウが蓄積されています。そのため、受験生がどの辺りを苦手としているのか、受験生にとってどのような学習方法が最適か、全て把握しています。それを踏まえて、司法試験・予備試験に最短で合格するためのカリキュラムを提供しています。

アガルートアカデミーでは、合格に本当に必要なエッセンスのみを厳選することで、1年間の学習で予備試験に合格するためのカリキュラムをご提供しています。ZOOMや電話、メールにて受講相談を承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

これらのことから、予備試験の最短合格を目指す場合には、予備校利用は必須だと考えてください。

法科大学院ルートを探る場合、予備校は不要？

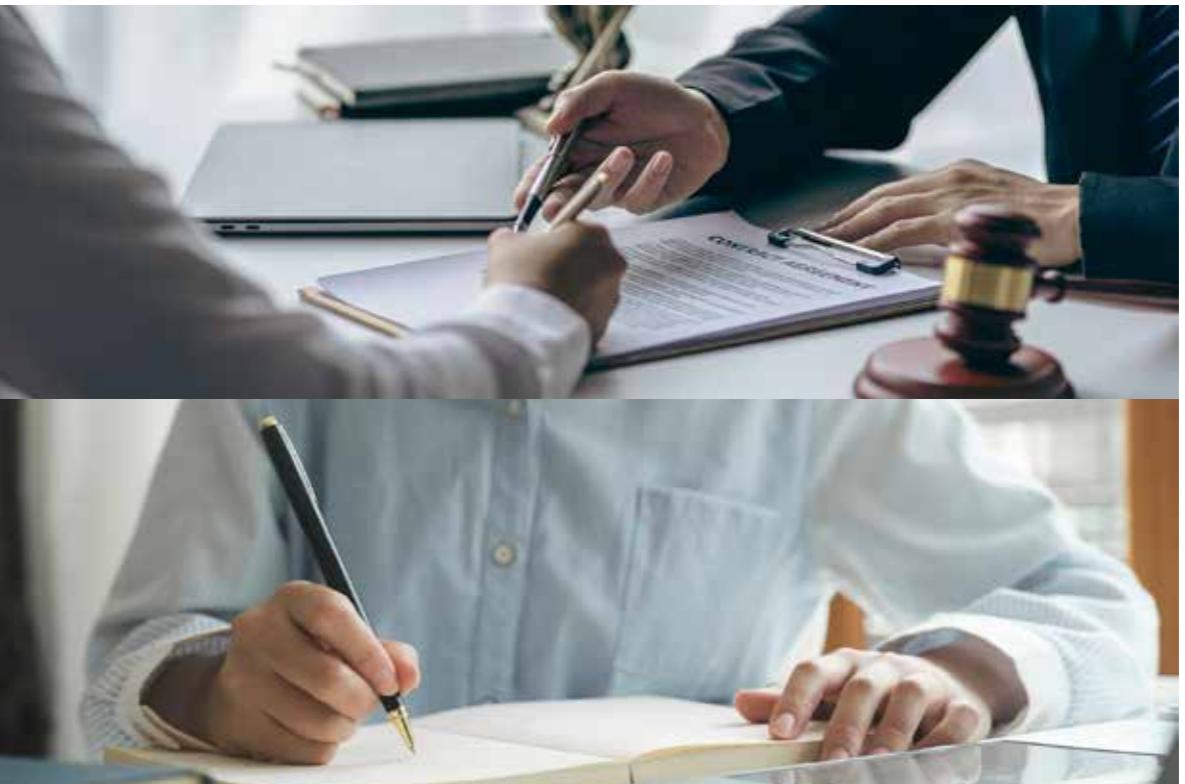
法科大学院ルートを探る場合には、予備校利用は不要なのかというと、そういうわけでもありません。

上位・難関法科大学院既修者コースの入学試験は、予備試験と法科大学院受験の併願がスタンダード化し、予備試験を第1志望とする受験生が法科大学院を受験している関係で、そこそこの難関試験になっています。

そして、多くの受験生は、上位・難関法科大学院既修者コースに入るために、予備校を利用しているのです。

さらに、上位・難関法科大学院既修者コースに入学した後も予備校を利用するのが通常です。法科大学院の授業だけでは、司法試験対策としては不十分であることが多いからです。

法科大学院ルートを探ったからといって予備校利用が不要となるわけではなく、むしろ予備校代がかさむ場合も多いというのが現状です。



2 社会的法益に対する罪

第1. 公共の安全に対する罪

1. 総説

(1) 保険法益
不特定又は多数人の生命・身体・財産（公共危険罪）
(2) 抽象的危険犯と具体的危険犯
ア 抽象的（公共）危険犯
条文上危険の発生が要求されない
ex. 現在建物等放火（ただし、學説では一定の危険性の発生を要求する説がある）
イ 具体的（公共）危険犯
条文上危険の発生が要求されている
ex. 自己所有の非現住建物等放火

2. 現在建物等放火罪（108）

「現に人が住居に使用し又は現に人がいる建物、汽車、電車、船舶又は鉄道に「放火して破壊」せること

(1) 「現に人が住居に使用（現住性）
起訴検討する場所として、日常利用されることを意味し、住居に現に人がいることは要求されない」
ex. 学校の宿直室
ex. 観光手段目的で従業員を交際で泊まり込ませていた家屋につき放火前に同従業員を旅行に連れ出していた場合（最高判9.10.21【百選184】）

3. 機能的・一体性の位置付け

学説では、機能的・一体性については、公私範囲が拡大しそうなおそれがあるため肯定的に解すべきとする説がある。
→構造上の・一体性が肯定される場合に、公私範囲の危険性を判断するため、实用性を考慮して評価するにこだわるべき

独学に必要な教材とは？



司法試験・予備試験は独学には不向きな試験です。しかし、金銭的・時間的な制約等によって、どうしても独学するしかないという方もいらっしゃるでしょう。

いざ勉強を始めようと思った場合、独学用の教材として何を揃えたらいいのでしょうか。

勉強を始めるに当たっては、入門書・基本書・演習書……といった書籍が、それぞれどのような位置付けのものなのかを把握しておく必要があります。

＊六法

司法試験・予備試験の勉強に六法は必須です。

六法にはたくさんの種類がありますが、大きく分けると「判例つき」のものと「判例つきではない」ものに分けられます。

オススメは判例つきの六法と、判例つきではない六法をそれぞれ1冊ずつ購入することです。

判例つきの六法はそこに書き込みをすることで知識の集約に役立ちます。

一方、試験本番では判例つきではない法文を参照することになるので、論文式試験の問題演習時には判例つきではない六法を使用するべきです。

＊入門書

入門書とは、初めて勉強する人向けに書かれた、その科目の概観が説明された本です。入門書を読むことでその法律の全体像を掴むことができ、学習を進める上で記憶が定着しやすくなります。独学で司法試験を目指すのであれば、まず入門書を読んでから勉強を開始するべきでしょう。

有名なものでは「プレップ」シリーズ（弘文堂）や「有斐閣ストゥディア」シリーズ（有斐閣）があります。



＊基本書

基本書とは学者の研究の集大成として出版されるものとなります。

基本的に、司法試験等の受験生を対象に書かれている訳ではありませんので、法律に対して正確な理解をすることができる一方、難しそうなものもありますので注意が必要です。

基本書の利用方法は、下記の2つです。

- ① 法律の全体像を理解するために通読する
- ② 学習上つまずいたポイントを確認するために辞書的に利用する

独学で勉強する人は①として比較的薄めの基本書を、②として重厚な基本書を用意するべきでしょう。

＊判例集

判例集は重要な判例について事案の概要・判旨、法律の専門家の解説が掲載されている本です。詳細すぎるものも少なくないので、初学者がいきなりこれに取り組むのは非効率な場合が多いです。

そこで判例集の利用法としては、基本書などで紹介されている程度の判例を理解した後、さらにその理解を深めようとする際に利用するのがよいでしょう。

代表的なものは「判例百選」（有斐閣）や「重要判例解説」（有斐閣）です。

＊演習書

演習書は学者が具体的な設例に対して解説を加えた本で、基本書等で身に付けた知識をアウトプットする際に使用することが想定されます。「Law Practice」シリーズ（商事法務）などが有名です。

学者が執筆しているので内容が正確であり、深い内容まで学べるのが演習書の利点ですが、解答例が記載されている演習書は少なく、解答の流れを理解していない段階で演習書に手を出しても混乱する危険があります。

そこでまずは、問題集や参考書、過去問演習を通じて解答の流れを理解した上で各論点の理解を深めるために演習書を利用するのがいいでしょう。

＊問題集

ここにいう問題集とは予備校等が司法試験・予備試験対策のために作った問題集を指します。短答対策用の教材としては肢別本や過去問題集、論文対策用の教材として答案例つきの問題集や過去問解説などがあります。短答・論文いずれも過去問の解説は必須なので必ず用意しましょう。

短答過去問は基本書で学習した後に、該当箇所の問題を解くことで定着率が高まると思います。また論文過去問は大まかなインプットが終わった科目から早い段階でどんどん答案を書いていくことをオススメします。

＊参考書（予備校本）

ここにいう参考書（予備校本）とは予備校が司法試験・予備試験対策として作成した教材のことを指します。この中で特に用意するべき教材は「論証集」です。

これはいわゆる論点について、答案にそのまま書ける形で記載されている教材で、それを覚えてしまえば一応答案を形にすることができます。

たしかに論証丸暗記の勉強はたびたび出題趣旨・採点実感でも批判されているところですが、使い方さえ間違えなければ論証集は非常に有用な学習用の教材になると思います。



独学者にオススメの教材

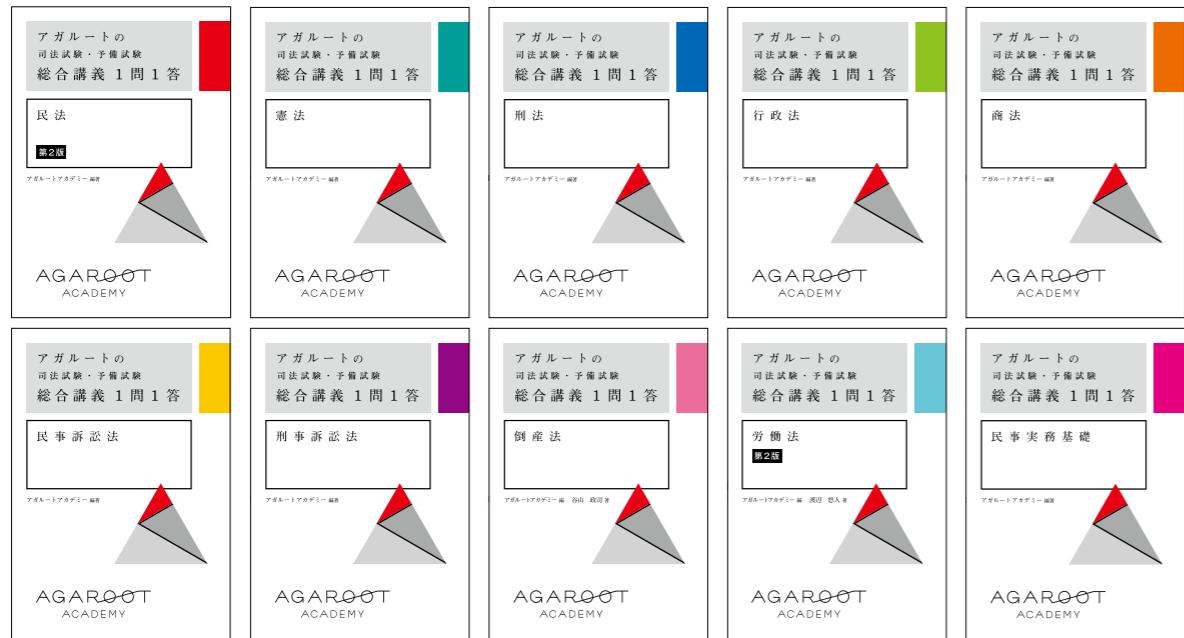
1 アガルートの書籍

■アガルートの合格論証集シリーズ

膨大な数の基本書・判例解説・学術論文等を網羅した上で、判例・通説の立場から書き下ろされた論証集シリーズ。内容が濃く、無駄のない論証が高い評価を得ています。論証は自分で作ると非常に時間がかかるので、市販の論証集を使用するのがオススメです。

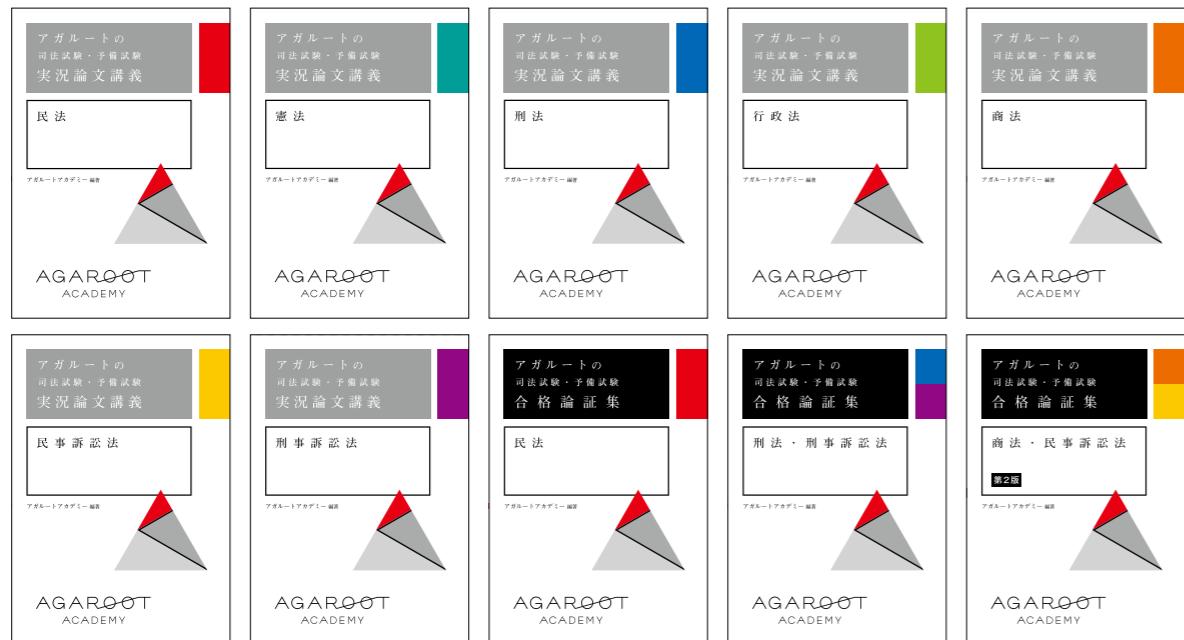
■総合講義1問1答シリーズ

司法試験・予備試験合格に必要な全ての知識が1問1答に！重要な部分が赤文字になっているため、赤シートで効率的に復習することができます。試験でスラスラ重要事項を吐き出せるようになります。



■実況論文講義シリーズ

論文答案の書き方を予備試験合格者の答案とともに解説。独学を選んだ方でも本書を利用してアガルートメソッドのもと、合格に近付きましょう！



2 科目ごとの教材

独学の方は、市販の書籍や過去問を利用して学習することになります。これまでの受験生の間で評価の高い教材をいくつかピックアップしましたので、参考にしてみてください。もっとも、合格のために以下の教材を全てこなさなくてはならないわけではありませんし、反対に、全てやったからといって必ず合格するわけでもありません。手に取ってみて、自分に合うと思った教材に取り組んでみましょう！

▼各分野の基本書・演習書・判例集

分野	基本書	演習書	判例集
憲法	* 基本憲法 I (日本評論社)	* 憲法ガール Remake Edition・憲法ガール II (法律文化社) * 憲法演習ノート 憲法を楽しむ 21問 (弘文堂)	* 憲法判例 50！START UP (有斐閣) * 憲法判例百選 I・II (有斐閣)
行政法	* 基本行政法 (日本評論社)	* 基礎演習 行政法 (日本評論社) * 實戦演習 行政法 (弘文堂) * 事例研究 行政法 (日本評論社) * 行政法ガール・行政法ガール II (法律文化社)	* 行政法判例 50！START UP (有斐閣)
民法	* 民法 (全) (有斐閣) * 民法の基礎 I 総則・民法の基礎 2 物権 (有斐閣) * プラクティス民法 債権総論 (信山社) * 基本講義 債権各論 I・II (新世社)	* Law Practice 民法 I・II・III (商事法務) * 民法演習サブノート 210問 (弘文堂)	* 民法判例百選 I・II・III (有斐閣)
商法	* 会社法 LEGAL QUEST (有斐閣)	* Law Practice 商法 (商事法務) * 会社法事例演習教材 (有斐閣)	* 会社法判例百選 (有斐閣) * 会社法判例の読み方 (有斐閣)
民事訴訟法	* 民事訴訟法 有斐閣ストゥディア (有斐閣) * 基礎からわかる民事訴訟法 (商事法務)	* Law Practice 民事訴訟法 (商事法務) * 基礎演習 民事訴訟法 (弘文堂)	* 民事訴訟法判例百選 (有斐閣)
刑法	* 基本刑法 I・II (日本評論社)	* 刑事事例演習教材 (有斐閣)	
刑事訴訟法	* 刑事訴訟法 LEGAL QUEST (有斐閣) * 基本刑事訴訟法 I・II (日本評論社)	* 事例演習刑事訴訟法 (有斐閣)	* 刑事訴訟法判例百選 (有斐閣)
法律実務基礎科目 民事	* 要件事実入門 初級者編 (創耕舎) * 完全講義 民事裁判実務 [基礎編] (民事法研究会)	* 予備試験過去問	
法律実務基礎科目 刑事	* 刑事実務基礎の定石 (弘文堂)	* 予備試験過去問	



無料！受講相談

資格試験の学習には**不安**や**悩み**がつきものです



アガルートアカデミー講師や
豊富な経験を持ったスタッフが

解消します！

受講相談方法



電話



Web会議ツール



メール

ホームページよりお気軽にご申込みください

www.agaroot.jp/customer/consulting/

